

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年2月17日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年1月推計値）

～ 1月：前年同月比98.3%減の46,500人～

- 2021年1月の訪日外客数は、46,500人（前年同月比98.3%減）となり、16か月連続で前年同月を下回った。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られた。7月下旬以降、観光目的の入国は認められないものの段階的にビジネス目的の入国が再開されていたが、12月下旬以降、日本における新規入国の一時停止や検疫の強化等の措置が取られたことにより、訪日外客数は再び前月に比べて減少した（注：2020年12月の訪日外客数は58,700人）。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、依然として国際的観光目的の移動が低迷している状況にあり、感染症の推移とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要がある。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2020年）（PDF・Excel）」

* 最新の市場動向トピックスは、下記リンク参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

※1・2月のトピックスは2021年3月末頃に掲載予定。

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年2月17日
17/Feb/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	*46,500	*-98.3	1,380,762	*48,700	*-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)			1,316,820		
3 Mar.	193,658 (119,645)			272,697		
4 Apr.	2,917 (776)			3,915		
5 May	1,663 (108)			5,539		
6 Jun.	2,565 (224)			10,663		
7 Jul.	3,782 (418)			20,295		
8 Aug.	8,658 (482)			37,137		
9 Sep.	13,684 (497)			31,606		
10 Oct.	27,386 (760)			31,049		
11 Nov.	56,673 (1,030)			30,703		
12 Dec.	*58,700			33,033		
1~1 Jan.-Jan.	2,661,022 (2,287,755)	*46,500	*-98.3	1,380,762	*48,700	*-96.5
1~12 Jan.-Dec.	*4,115,900			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年1月 訪日外客数（JNTO推計値）

Visitor Arrivals for Jan. 2021 (Preliminary figures by JNTO)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 1月	2021年 1月	伸率(%)	2020年 1月	2021年 1月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,661,022	46,500	-98.3	2,661,022	46,500	-98.3
韓国	South Korea	316,812	2,500	-99.2	316,812	2,500	-99.2
中国	China	924,790	10,200	-98.9	924,790	10,200	-98.9
台湾	Taiwan	461,239	600	-99.9	461,239	600	-99.9
香港	Hong Kong	219,358	200	-99.9	219,358	200	-99.9
タイ	Thailand	112,534	700	-99.4	112,534	700	-99.4
シンガポール	Singapore	30,180	90	-99.7	30,180	90	-99.7
マレーシア	Malaysia	44,829	200	-99.6	44,829	200	-99.6
インドネシア	Indonesia	37,540	900	-97.6	37,540	900	-97.6
フィリピン	Philippines	53,588	1,000	-98.1	53,588	1,000	-98.1
ベトナム	Vietnam	50,424	20,000	-60.3	50,424	20,000	-60.3
インド	India	13,884	900	-93.5	13,884	900	-93.5
豪州	Australia	85,314	100	-99.9	85,314	100	-99.9
米国	U.S.A.	117,343	1,200	-99.0	117,343	1,200	-99.0
カナダ	Canada	28,931	100	-99.7	28,931	100	-99.7
メキシコ	Mexico	4,641	60	-98.7	4,641	60	-98.7
英国	United Kingdom	24,320	300	-98.8	24,320	300	-98.8
フランス	France	16,481	600	-96.4	16,481	600	-96.4
ドイツ	Germany	11,189	400	-96.4	11,189	400	-96.4
イタリア	Italy	6,921	200	-97.1	6,921	200	-97.1
ロシア	Russia	8,399	200	-97.6	8,399	200	-97.6
スペイン	Spain	5,157	200	-96.1	5,157	200	-96.1
中東地域	Middle East	4,265	100	-97.7	4,265	100	-97.7
その他	Others	82,883	5,750	-93.1	82,883	5,750	-93.1

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は暫定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：152の国、地域(1月29日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are provisional, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(152 countries or regions are subject to denial of landing as of January 29th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）していたが、2020年12月28日から、2021年1月末までこの仕組みによる全ての国・地域からの新規入国を一時停止することとした。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、2021年1月9日以降、同解除宣言が発せられるまでの間、すべての国・地域からの入国者・再入国者・帰国者に対し、日本人を含め、上陸時のPCR検査の受検等を実施することとした。更に1月14日以降は、「ビジネストラック」「レジデストラック」の運用も停止している。

1. アジア

① 東アジア

● 韓国は、前年同月比 99.2%減の 2,500 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、韓国に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 10 月 8 日から「レジデストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。
- ・ 韓国政府による海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が 2021 年 2 月 15 日まで延長されている。自国民の日本からの入国については、入国後 1 日以内の PCR 検査の受検及び原則 14 日間の自宅又は施設での隔離等が義務づけられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「レジデストラック」とは、入国後 14 日間の自宅待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の 14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

● 中国は、前年同月比 98.9%減の 10,200 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、中国に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診等の対象指定が解除され

ていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。)

- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年11月30日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。

- ・2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、原則として、14日間の施設での隔離等が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、前年同月比 99.9%減の 600 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置の停止の対象となっている（なお、台湾に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。)

- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。

- ・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、14日間の自宅または指定ホテル等での隔離が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、前年同月比 99.9%減の 200 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、香港に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時のPCR検査が求められるようになっている。)

- ・香港政府による中国本土、マカオ、台湾を除く全ての国・地域への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に検査の受診及び 21 日間のホテルでの隔離等が求められている。

- ・日本への直行便は 2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

● タイは、前年同月比 99.4%減の 700 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、タイに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。
- ・ 出国制限はないものの、自国民の日本からの入国については、政府指定施設での 14 日間の隔離と入国後の PCR 検査受診等が義務付けられている。

● シンガポールは、前年同月比 99.7%減の 90 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、シンガポールに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 9 月 18 日から「ビジネストラック」、9 月 30 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。なお、2021 年 1 月 31 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ シンガポール政府から、一部の国を除き引き続き、海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、政府指定施設での 14 日間の隔離と出国 72 時間前以内/隔離終了時の PCR 検査受診が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、前年同月比 99.6%減の 200 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、9 月 8 日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021 年

1月14日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。

・ マレーシア政府から出された活動制限令により出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前にスワブ検査受検を条件に政府指定施設での10日間の隔離と入国時、隔離終了前のPCR検査受診が義務付けられている。

・ 日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、前年同月比97.6%減の900人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・ インドネシア政府から出された日本に対する渡航延期勧告が継続している。自国民の日本からの入国については、14日間の隔離とPCR検査の陰性証明の提出またはPCR検査受診が義務付けられている。

・ 日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、前年同月比98.1%減の1,000人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 10月21日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、20日間の隔離と入国6日目にPCR検査の受診が義務付けられている。

・ 日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、前年同月比60.3%減の20,000人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。

・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年7月29日から「レジデンストラック」、11月1日から「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、運用が停止されている。なお、2021年1月30日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検査強化の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明の提出及び隔離と PCR 検査の受診が義務付けられている。

- ・日本への直行便は 2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- インドは、前年同月比 93.5%減の 900 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・インド政府から発令された海外渡航中止勧告と観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定による臨時便を除く国際旅客便の運航停止が継続している。自国民の日本からの入国については、PCR 検査の陰性証明を相手国出国前 72 時間以内に取得すれば停留措置は免除され、14 日間のセルフモニタリングの実施のみとなる。

2. 豪州、北米

- 豪州は、前年同月比 99.9%減の 100 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証免除措置停止の対象となっている（なお、豪州に対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受診等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から同解除宣言が発せられるまでの間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

- ・なお、12 月 30 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・豪州政府による海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の 72 時間以内の PCR 検査受験及び空港での陰性証明書の提示、また指定された施設における 14 日間の隔離が義務付けられている。

- ・日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 米国は、前年同月比 99.0%減の 1,200 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等の対象となっている。なお、一部の州が、2021 年 1 月 3 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・米国政府により、日本への渡航はレベル 3 の「渡航の再検討」とされている。自国民の日

本からの入国については、帰国後、3～5 日後の検査の受診又は 10 日間の自宅等で待機等が求められている。

・日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、前年同月比 99.7%減の 100 人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等の対象となっている。なお、一部の州が、2020 年 12 月 31 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、前年同月比 98.7%減の 60 人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。

・日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、前年同月比 98.8%減の 300 人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2020 年 12 月 24 日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間の待機等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の 3 日前以降の新型コロナウイルス検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明の提示が義務付けられるとともに、10 日間の隔離等が求められている。

・日本への直行便は、2021 年 2 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、前年同月比 96.4%減の 600 人であった。

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2020 年 12 月 30 日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、

緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。

- ・フランス政府により原則出国禁止とされている。自国民の日本からの入国については、7日間の隔離及び隔離期間終了時のPCR検査受検等が求められている。
- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、前年同月比 96.4%減の 400 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年1月4日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。
- ・ドイツ政府により、日本に対しては必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行の自粛が要請されている。
- ・日本への直行便は、2021年1月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、前年同月比 97.1%減の 200 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2020年12月30日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・自国民の日本からの入国については、14日間の隔離及び健康観察が義務付けられている。
- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、前年同月比 97.6%減の 200 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・自国民の日本からの入国については、帰国前3日以内に指定されたポータルサイトへのPCR検査の陰性結果を登録した場合を除き、14日間の隔離が義務付けられている。
- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、前年同月比 96.1%減の 200 人であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年1月1日以降、当該国

内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。

- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

- 中東地域は、前年同月比 97.7%減の 100 人であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受診等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、アラブ首長国連邦は 2021 年 1 月 4 日以降、トルコは 2 月 7 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。また、イスラエルは 2021 年 2 月 5 日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間の待機等、検疫強化の対象となっている。
- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で国外へ渡航が引き続き規制されている。ドバイ、トルコを除き、自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受診、指定アプリのダウンロード等、入国後の行動制限も設けられている。
- ・日本への直行便は、2021年2月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021年2月15日現在)